

# 令和7年度 児童クラブ入室申込みについて

令和7年4月1日から市立児童クラブに入室を希望される児童の申込み受付を、次のとおり行います。現在入室中の児童が入室を希望する場合も、再申請が必要となります。

## 1 申込み期間

**第1希望の児童クラブへ、児童の保護者が、直接、申込書類を提出してください。**  
お申込みの際、状況の聞き取りを行います。

(石原小学校区及び大幡小学校区は学年等で提出先を別に指定しています。)

	受付期間	受付時間	結果の発送
一次審査	令和6年11月15日(金)～ 11月30日(土)	平日：12時30分～14時 土曜日：9時～15時 ※児童館内のクラブ 平日：9時～14時、土曜日：9時～18時	令和7年 2月上旬頃
二次審査	令和6年12月2日(月)～ 令和7年1月31日(金)	各児童クラブの開室時間内	令和7年 3月上旬頃

※ 二次審査は、受入れ可能人数に空きがある場合や、辞退等で空きが生じた場合に、追加の受入れを行うものです。

## 2 申込みに必要となる書類

※(3)、(5)は2人目(兄弟)以降コピー可

	必要書類	備考
(1)	児童クラブ入室申込書	
(2)	児童調査票	
(3)	入室申請時チェックシート	
(4)	入室を希望する児童に疾病や障害等がある場合は、診断書や手帳の写し	診断書等により保育の必要性を審査し、優先順位が高くなる場合があります。
(5)	保護者及び18歳以上65歳未満の方の 保育ができないことを証明する書類 ※1、※2	令和7年4月時点の状況を証明する書類を、提出してください。

※1 保護者の方は、必ず(5)の提出が必要です。また、以下の①～④に該当する18歳以上65歳未満の方も、原則として(5)を提出してください (保護者以外の方は、(5)の提出が無い場合でも申請を受け付けますが、提出期限内に提出がない場合、優先順位が低くなります。)

① 同居の方(世帯分離している場合も、提出をお願いいたします。)

② 同一敷地内の別棟に住んでいる方

③ 隣接地に住んでいる方

④ 自宅以外を下校場所として指定校変更を行っている場合に、下校場所に住んでいる方

※2 保育ができないことを証明する書類は、以下のとおりです。詳細は、「児童クラブのしおり」を、御確認ください。

① 仕事のため保育ができない方…「**就労証明書**」(不定期勤務の方はシフト表を添付)

② 仕事以外の理由で保育ができない方…「**申立書**」+「**証明書類**」

### 3 入室対象となる児童

条件			
(1)	小学校1年生から6年生であること。		
(2)	昼間、保護者が、就労、疾病、出産、障害、介護・看護、就学、被災、求職中等で保育ができないこと。		
(3)	保護者が就労している場合	1～3年生	14時30分以後に保護者が不在の日が、月曜から土曜の間に <b>週3日（月12日）</b> 以上あること。※1
		4～6年生	15時30分以後に保護者が不在の日が、月曜から土曜の間に <b>週3日（月12日）</b> 以上あること。
	保護者が就労以外の場合	申立書及び添付書類において、保育が困難であることが確認できること。	

※1 新1年生は、入学当初（4～5月頃）半日授業等が多いため、授業終了後に保育ができない方（14時30分前に勤務が終了する方）も対象となります。なお、入室期間は**5月末日まで**となります。

### 4 入室者の決定

- (1) 入室者の決定：入室審査を行い、保育の必要性の高い方から入室者を決定いたします。入室決定は、申込み順ではありません。
- (2) **小学校区内に複数の児童クラブがある場合**
  - ・各クラブで入室者数の調整を行います。
  - ・特に、**新1年生は、より多くの支援が必要になるため、第1希望にかかわらず入室するクラブを調整させていただくことがあります**（そのため、「その他希望するクラブ」の御記入への御協力をお願いいたします。記入がない場合は、保留（待機）となることもあります。）。
- (3) 定員等により児童クラブに入室できない場合や、第1希望のクラブに入室できない場合がありますので、御了承ください。

### 5 よくある御質問等

- (1) 保護者が**育児休業中**の場合について  
令和7年4～5月中に育児休業から復帰される方は、4月1日の申込対象となります。なお、児童クラブを利用いただけるのは、職場復帰後からとなります（4月1日から児童クラブにおいて籍を確保いたします。5月以降に育児休業から復帰される場合、4月中は休室いただきますようお願いいたします。入室説明会等の際に、児童クラブ職員にお申し出ください。）。  
令和7年6月以降に復帰される方は、令和7年4月以降にお申込みください。
- (2) **転居予定**の場合について  
令和7年4月時点の小学校区で、申込みが可能です。御希望の児童クラブに、直接お申し込みください（転居等の手続きをしていなくても、申込み可能です。）。  
なお、児童クラブ入室申込書の住所欄は、転居後の住所を御記入ください。また、欄外に現在の住所（結果の郵送先住所）、転居予定日を御記入ください。
- (3) 4月までに**勤務先や世帯構成等が変わる**場合について  
入室申込み時点（11月）から入室（4月）までの間に、勤務先や世帯構成等が変わる予定の方については、令和7年4月現在の状況でお申込みください。
- (4) 小学校区に**複数の児童クラブがある場合**の違いについて  
公立の児童クラブは、すべて運営方法（開室時間や料金等）は同じです。児童クラブの場所や施設の状況、実施する行事等の違いがございますので、必要に応じて見学等を行っていただき、お申込みいただくクラブをお決めください。
- (5) **長期休業（夏休み）等の申込み**について  
長期休業期間の御利用を希望される方の申込みは、おおむね下記の通りを予定しています。近くなりましたら、保育課、各児童クラブにお問い合わせください。  
●夏休み…6月中旬ごろ ●冬休み…11月中旬ごろ ●学年末・春休み…2月中旬ごろ